

道路使用許可申請書

彦 都 第 40 号
令和8年 4 月 17 日

彦根 警察署長殿

住所 滋賀県彦根市元町4番2号
申請者 氏 名 彦根市長 田島 一成

道路使用の目的	彦根市道路空間利活用社会実験のため		
場所又は区間	滋賀県道517号彦根港彦根停車場線（旭町西交差点～護国神社前交差点） 滋賀県道518号彦根城線（護国神社前交差点付近）		
期 間	2026 年 5 月 23 日 7 時から 2026 年 5 月 31 日 22 時まで		
方法又は形態	・交通誘導員を配置して実施 （交通規制の詳細は添付資料「彦根市道路空間利活用社会実験実施計画書（案）」のP18とP20を参照）		
添 付 資 料	位置図、彦根市道路空間利活用社会実験実施計画書（案）、警察協議記録簿		
現場 責任者	住 所	滋賀県彦根市元町4番2号 彦根市役所	
	氏 名	都市政策部 都市計画課 大原	電 話 0749-30-6124

第 199 号

道路使用許可証

上記のとおり許可する。ただし、次の条件に従うこと。

条 件	別紙のとおり
-----	--------

8. 4. 27 日

彦根 警察署長 印

この処分について不服がある場合は、処分があったことを知った日の翌日から起算して3月以内に滋賀県公安委員会に対して審査請求をすることができます。上記の審査請求のほか、この処分があったことを知った日の翌日から起算して6月以内に滋賀県を被告として（滋賀県公安委員会が被告の代表者となります。）、処分の取消しの訴えを提起することができます。なお、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3月以内に審査請求をした場合には、この処分の取消しの訴えは、その審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して6月以内に提起することができます。

- 備 考
- 1 申請者が法人であるときは、申請者の欄には、その名称、主たる事務所の所在地及び代表者の氏名を記載すること。
 - 2 方法又は形態の欄には、工事又は作業の方法、使用面積、行事等の参加人員、通行の形態又は方法等使用について必要な事項を記載すること。
 - 3 添付書類の欄には、道路使用の場所、方法等を明らかにした図面その他必要な書類を添付した場合に、その書類名を記載すること。
用紙の大きさは、日本産業規格A列4番とする。
 - 4

道 路 使 用 許 可 条 件

- 1 申請時間を厳守し、時間内であってもその必要がなくなれば現場道路を開放すること。
- 2 使用の目的がなければ速やかに撤去するとともに、撤去後の清掃を徹底すること。
- 3 緊急自動車通行時には、その走路を確保すること。
- 4 自主交通整理員を配置し、迂回の協力を求めるとともに、確実な誘導に努め、通行車両等とのトラブルを防止すること。
- 5 資材、機械器具等を路上等交通の妨害となる場所に置かないこと。
- 6 申請区間内に信号機、道路標識・標示がある場合は、当署交通課と協議して必要な措置を講じること。

※ この条件に違反した場合は、許可を取り消すことがあります。

指 導 事 項

- 1 危険防止のため、現場警察官の指示に従うこと。
- 2 主催者において、緊急時の連絡体制を確立しておくこと。
- 3 この条件は主催者をして従事員に周知し、厳守させること。
- 4 実施に際しては、近隣に概要を周知すること。
- 5 本許可証またはその写し等を携帯し、警察官等に提示を求められた場合は提示すること。